

(緊急のとき)

1 火事・急病などの時

火事の場合

火事を起こすと自分の身が危険だけでなく近所の人にも大きな被害を与えることになりますので、火の取り扱いは十分に注意してください。

もし、火事になった時には、大きな声で隣近所に火事を知らせ、電話で119番に通報してください。

急病などの場合

急病で急いで手当てを必要とするとき、災害などの事故で大きなケガをしたときなど、緊急に病院へ行く必要があるときに、電話で119番に通報し救急車を呼んでください。

病状やけがの程度が軽く、自分や家族で病院・診療所へ行ける場合などの緊急時以外は、救急車を利用しないでください。

火災・救急・救助の場合の119番通報

119番へ次のことを知らせてください。

- ① 火災か救急か、救助を要するものか
- ② 住所や場所をわかりやすく、目標をはっきりと
- ③ 名前・電話番号

※ 災害(地震・台風などの自然災害)に関すること

住んでいる区の消防署警防課

住んでいる区の区役所地域起こし推進課

※ 火災・救助の出動に関する問い合わせ

TEL082-246-0119 (自動応答電話)

2 交通事故・犯罪の被害にあった時

交通事故にあった場合

交通事故にあったときは、けが人がいれば最初にけが人を助けなければなりません。救急車を呼ぶ必要がある時は、電話で119番に通報してください。同時に警察へも電話で110番通報してください。

犯罪の被害にあった場合

暴行、傷害、盗難などの犯罪の被害にあった場合、警察に電話で110番通報してください。なお、日ごろから自宅の近くにある警察署や交番、駐在所の場所や電話番号を調べておく心安心です。

110番通報について

110番通報については、いつ、どこで(近くの建物、駅などの名称)、何があったか、けが人はいるかどうか、自分の名前を伝えてください。いざという時に日本語で対応できるように準備しておいてください。自分でかけることができないときは、すぐ近くにいる人に助けを求めてください。